



## 第3次 三豊市男女共同参画プラン

2018年4月 - 2023年3月

ダイジェスト版



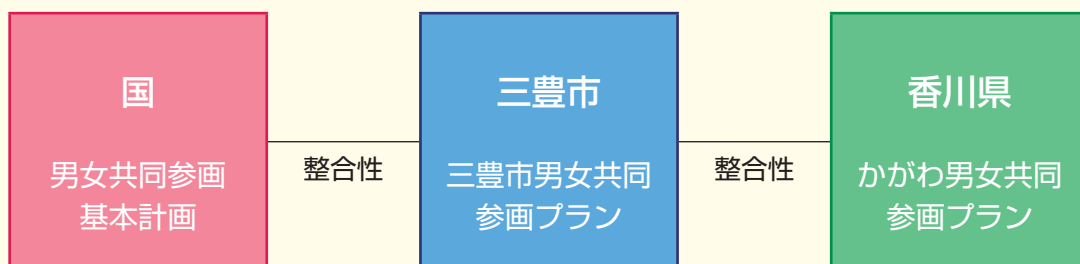
2018年3月  
香川県三豊市

## プラン策定の経緯

三豊市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のため、平成20年3月に「男女共同参画社会基本法」に基づく計画として「第1次三豊市男女共同参画プラン」を策定、その後、平成28年4月には「三豊市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に向けた取り組みを進めてきました。

## プランの位置づけ

- このプランは、国の「男女共同参画基本計画」、香川県の「かがわ男女共同参画プラン」との整合性を図りつつ、本市の特性に応じた男女共同参画の取り組みを盛り込んだ総合的かつ具体的な計画です。
- このプランは、市、市民及び事業者・団体が、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場において男女共同参画を推進するための目標・指針となるものです。
- このプランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画としても位置づけています。
- このプランは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法と表記」)に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての推進計画」としての性格も併せ持つものとして位置付けています。



女性活躍推進に向けて……働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することが目標です。

## プランの期間

プランの期間は2018年度から2022年度までの5年間とします。  
プランはPDCA(※)サイクルを念頭に、施策・事業の推進状況を毎年把握し、各種計画との整合性を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

※PDCA…Plan・プラン(計画)Do・ドゥ(実行)Check・チェック(点検・評価)Action・アクション(改善・処置)サイクルによる評価と見直し。



## 数値目標一覧

基本目標	項目	現状 (2017年度) (平成29年度)	目標 (2022年度)
I	「男女共同参画社会」の言葉をまったく知らない市民の割合を減らします。	15.7%	10.0%
I	「男女共同参画社会」の言葉を知っている、または聞いたことがある高校生の割合を増やします。	65.0%	80.0%
I	「男性は仕事、女性は家庭」という考え方が望ましいとする市民の意識の割合を減らします。	18.6%	15.0%
I	学校教育の場で「男女平等である」と感じる市民の割合を増やします。	49.7%	65.0%
II	法令・条例に基づく審議会・各種委員会の女性委員の割合を増やします。	23.5%	30.0%
II	市役所の女性管理職の割合を増やします。	12.7%	20.0%
II	ポジティブ・アクションの取り組みを行う企業の割合を増やします。	65.8%	75.0%
II	放課後児童クラブの指導員のスキルアップ研修を行います。	延169名 (平成28年度)	延200名
II	「家庭生活や地域活動にも携わるが、仕事を優先させている」市民の割合を減らします。	31.9%	25.0%
II	年齢階級別労働力率(M字カーブ)の30～34歳の数値を改善します。	76.9%	80.0%
II	5年前に比べて、多様で柔軟な働き方や生き方ができ、良くなったと思う市民の割合を増やします。	25.9%	40.0%
II	職場で「男女平等である」と感じる市民の割合を増やします。	26.0%	40.0%
II	男性が育児・介護休業を取ることに理解を示す市民の割合を増やします。	74.5%	80.0%
II	「事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金」の申請件数を増やします。	10社 (平成28年度)	12社
II	市役所における男性職員の育児休業の取得率を増やします。	14.2% (平成28年度)	20.0%
II	家族経営協定締結数を増やします。	73経営体 (平成28年度)	83経営体
III	ボランティアの登録者数を増やします。	4,032人 (平成28年度)	4,300人
III	特定健診の受診率を向上させます。	43.5% (平成28年度)	60.0%
III	20歳以上の子宮頸がん検診の受診率を向上させます。	18.5% (平成28年度)	50.0%
III	40歳以上の乳がん検診の受診率を向上させます。	24.2% (平成28年度)	50.0%
IV	社会通念・慣習・しきたりなどで「男女平等である」と感じる市民の割合を増やします。	9.7%	20.0%
IV	社会全体で「男女平等である」と感じる市民の割合を増やします。	12.0%	20.0%
IV	「セクシュアル・マイノリティ」という言葉を聞いたことがない市民の割合を減らします。	34.0%	25.0%
IV	「セクシュアル・マイノリティ」という言葉を聞いたことがない高校生の割合を減らします。	86.1%	50.0%
IV	DV被害にあっても、「どこ(だれ)にも相談しなかった」市民の割合を減らします。	34.0%	20.0%
IV	DVの相談機関を「知らない」高校生の割合を減らします。	54.8%	35.0%

## プランの基本理念

本プランの基本理念は、「三豊市男女共同参画推進条例」や第1次及び第2次「三豊市男女共同参画プラン」の基本理念を引継ぎ、『男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現』を目指しています。

また、女性活躍推進法の成立に伴い、女性の職業生活における活躍についての推進計画としての位置づけも踏まえ、「誰もが住みやすく働きやすいまちへ」をサブタイトルとして、誰もが住みやすく働きやすい環境づくりを全市的に取り組んでいきます。



「一人ひとりが自分らしく輝くために」

～誰もが住みやすく働きやすいまちへ～

## プランの基本目標

### I. 意識の改革

基本的施策	具体的施策
1.男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	(1) 広報、啓発活動の推進
	(2) 情報の収集・提供
2.男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進
	(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進
	(3) 教育関係者への意識改革

## Ⅱ.参画の推進

基本的施策	具体的施策
3.政策・方針決定過程への女性参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)政治への女性参画の拡大</li> <li>(2)行政機関における女性参画の推進</li> <li>(3)企業や団体における女性参画の推進</li> <li>(4)男女共同参画の視点に立った防災体制の確立</li> <li>(5)地域における女性の地位向上と参画の拡大</li> <li>(6)地域おこし・まちづくり・観光・文化等を通じた地域経済活性化の推進</li> </ul>
4.家庭・地域生活と職業の両立支援	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; font-weight: bold; margin-right: 10px;">重点</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)子育て支援の充実</li> <li>(2)介護・看護・介助者支援の充実</li> <li>(3)あらゆる世代の家事・育児・介護などへの参画</li> <li>(4)地域活動や環境保全活動などへの参画促進</li> <li>(5)働く男女のワーク・ライフ・バランス(※)の推進</li> </ul> </div>
5.雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)女性の職業能力の開発</li> <li>(2)職域の拡大と就業支援</li> <li>(3)労働条件・環境の整備</li> </ul>
6.農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)農林水産業・商工業での男女共同参画の確立</li> <li>(2)方針決定や経営への女性参画の推進</li> <li>(3)女性が住みやすく活動しやすい環境づくり</li> </ul>

※ワーク・ライフ・バランス…男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスをとりながら展開できる状態のことをいう。



### Ⅲ.自立の支援

基本的施策	具体的施策
7.一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	(1)保健・医療・福祉サービスの充実
	(2)高齢者への自立支援
	(3)障がい者への自立支援
	(4)貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援
8.生涯にわたる健康の支援	(1)ライフステージにあった男女の健康支援
	(2)性と生殖に関する健康と権利の確立

### Ⅳ.人権の尊重

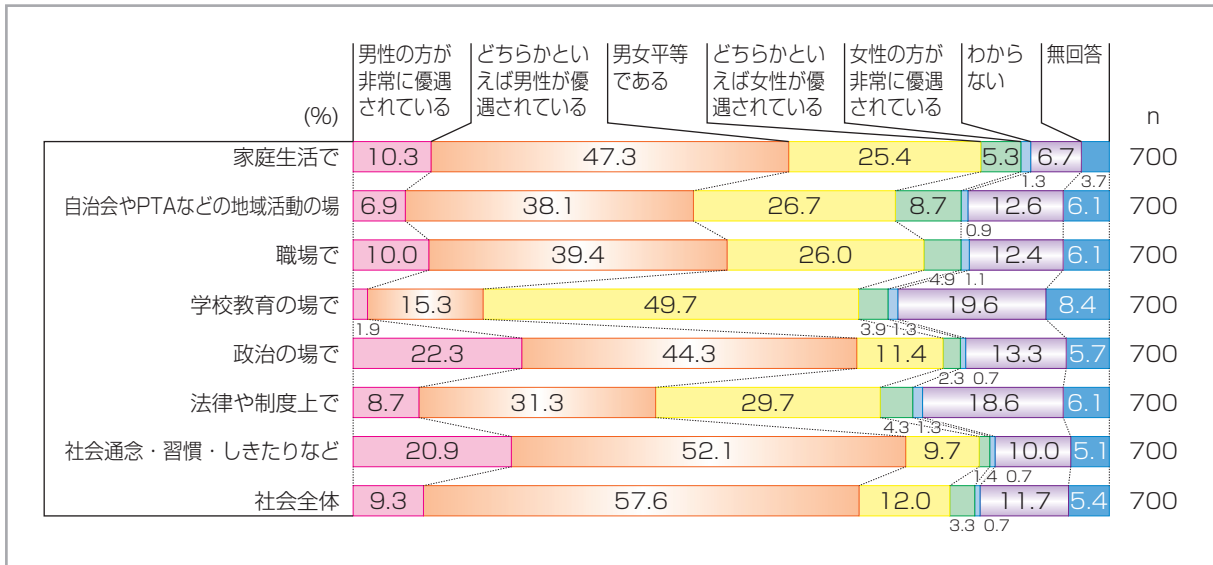
基本的施策	具体的施策
9.男女の人権が尊重される社会の実現 <b>重点</b>	(1)男女の人権尊重に関する啓発活動の推進
	(2)地域メディアにおける女性の人権尊重
	(3)インターネット等における男女の人権尊重
	(4)国際理解と国際交流の推進
	(5)性の多様性への理解の促進
10.あらゆる暴力の根絶	(1)暴力を許さない認識と環境づくり
	(2)DV(※)(配偶者等への暴力)への対策
	(3)セクシュアル・ハラスメント(※)のない環境づくり
	(4)児童・高齢者・障がい者等への虐待の予防と対策

※DV…ドメスティック・バイオレンス 配偶者や元配偶者等(恋人含む)への暴力のこと。身体的暴力に限らず精神的・経済的・性的等あらゆる形の暴力が含まれる。  
 ※セクシュアル・ハラスメント…職場等で、相手の意思に反して、不快や不安な状態に追い込む性的な言動のこと。



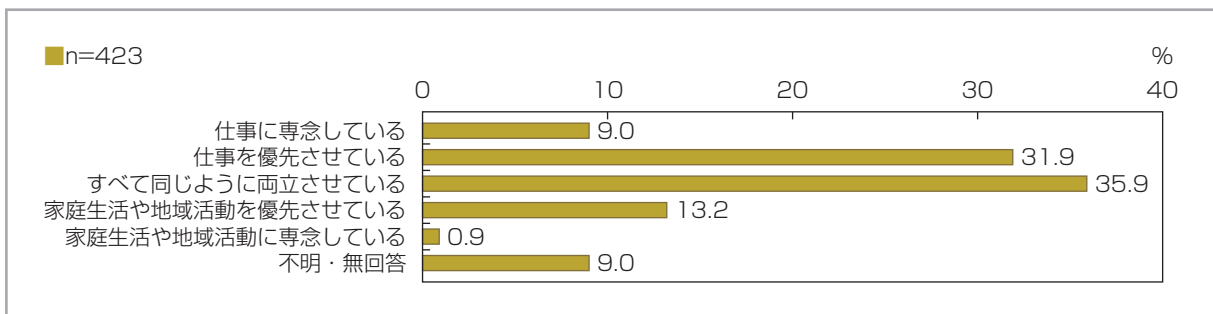
## 市民アンケート調査結果(一部抜粋)

**問** あなたは、次に掲げる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。



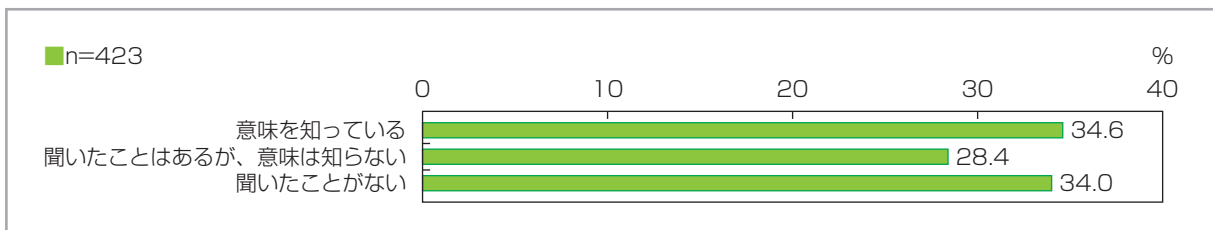
出典：市民アンケート調査結果

**問** あなたは仕事と、家庭生活や地域活動のどちらを優先していますか。



出典：市民アンケート調査結果

**問** あなたは「セクシュアル・マイノリティ(※)(LGBT(※)・性的少数者など)」という言葉を知っていますか。



出典：市民アンケート調査結果

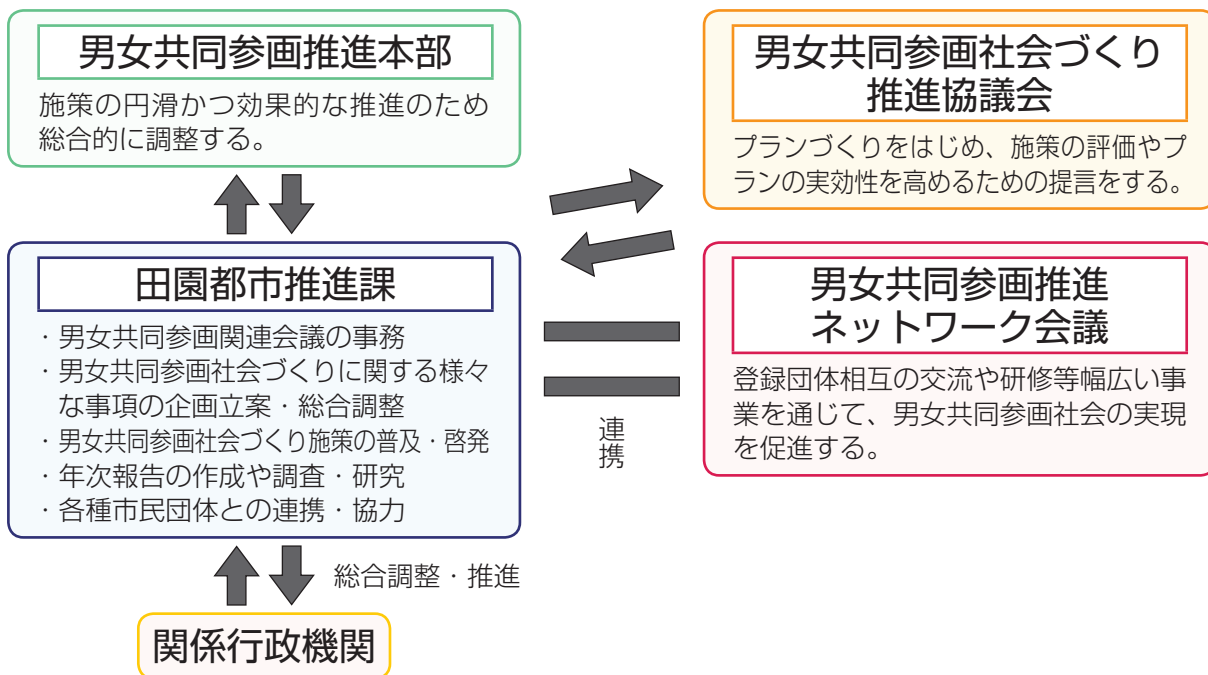
※セクシュアル・マイノリティ…同性が好きの人や、自分の性別に違和感がある人など、これまで典型的だとされてきた性のあり方とは異なる人々を表します。(性的少数者や性的マイノリティと同じ意味を表します)

※LGBT…レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーという代表的な性的マイノリティの頭文字をとってつくられた言葉で性的マイノリティを表す総称として使われており、その言い方が定着してきています。

## プランの推進に向けて

本プランの基本理念である「一人ひとりが自分らしく輝くために」に基づいて、男女共同参画を推進することは、市民が性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる社会の形成へとつながるものです。国や県、関係機関との連携及び家庭や地域、職場、学校等が協力・連携していくことはもちろんのこと、市民一人ひとりが自らの問題としてとらえられるよう、主体的な取り組みを進めていきます。

### ■三豊市の男女共同参画の推進体制



## DV(配偶者からの暴力)の相談窓口

**相談は無料です。秘密は厳守します。**

あなた一人で悩まず、ご相談ください。専門の相談員があなたと一緒に考えます。

相談窓口	電話番号	相談時間
三豊市子育て支援課内 (女性相談・児童家庭相談)	☎(0875)73-3665	月～金曜日(年末年始・祝日を除く) 8:30～17:15
香川県子ども女性相談センター (女性相談電話)	☎(087)835-3211	月～土曜日(年末年始・祝日を除く) 9:00～21:00
オリーブかがわ (性暴力被害者支援センター)	☎(087)802-5566	月～金曜日 9:00～20:00 土曜日 9:00～16:00(年末年始・祝日を除く)
香川県警察本部	☎(087)833-0110	24時間
三豊警察署 生活安全課	☎(0875)72-0110	24時間

プラン本編については、三豊市公式ホームページをご覧ください。 [検索](#) [三豊市男女共同参画プラン](#)

三豊市政策部田園都市推進課 〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1 TEL: 0875(73)3011 FAX: 0875(73)3022